

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）の変更  
（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）を次のように変更する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）				
位 置		陸前高田市高田町字栃ヶ沢、字長砂及び字太田の各一部				
面 積		約 18.7ha				
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	住宅施設	約 1.9ha	備 考	災害公営住宅を配置する。		
	特定業務施設	—				
	公益的・住宅施設	約 0.3ha		商業施設を中心に、居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設、住宅等を配置する。		
	公益的施設	約 7.0ha		消防署、警察署、コミュニティセンター、多目的広場、防災拠点施設等を配置する。		
公共施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		地区内幹線道路	(仮)高田14-1号線	14m	約289m	
		幅員6～16mの区画道路を適宜配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
		街区公園	栃ヶ沢公園	0.7ha		
		住環境の保全とコミュニティ形成に配慮して、住宅用地と公益的施設用地の間に公園を配置する。 地区周辺部に森林を保全するとともに、法面緑化により緑地として整備する。また、一部の緑地について避難路を整備する。				
その他の公共施設	下水道 ①雨水： 西区は、地区内に調整池を整備し、流出量を調整して滝の里沢川に放流する。東区は、小泉川に放流する。 ②汚水： 陸前高田市公共下水道に接続する。 上水道 陸前高田市水道により区域全体に給水する。					
小 計	約 9.5ha					
建築物の高さの最高限度又は最低限度		30m以下				
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度		20/10以下				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		6/10以下				

区域並びに住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は、計画図表示のとおり。

理 由

西区の栃ヶ沢公園について、関連施設用地と一体的に整備を行うことで、利便性、有効性及び機能性の向上を図り、また、多目的広場と緑地の一部について、地区外で別途施工している道路整備の影響範囲を計画区域から除外するため、本案のとおり変更する。